

2017年
8月号

広告法違反の処罰—改正法施行後の動向—

執筆者:野村 高志、木下 清太

2015年9月に改正広告法が施行されて、2年近くが経過しました。行政当局は積極的に広告法違反事例を摘発しており、摘発件数を公表している上海市だけでも、2016年度において、2802件の摘発が行われ、その罰金総額は8556万元に上ります。このように処罰事例が蓄積され、実際の運用実態が明らかになる中で、上海市において2017年1月に「上海市工商行政管理局による『広告法』違反における行政処罰裁量基準に関する通知」¹(以下「本通知」といいます。)が公布されました。

広告法は、その違法類型の広範さもさることながら、違反した場合の罰金額が相当程度の幅をもって規定されており、企業にとって、違反リスクを把握し難い内容となっています。今年公布された上海市の本通知は、広告内容等に応じて(1)不処罰類型、(2)減輕処罰類型、(3)緩やかな処罰類型、(4)嚴重な処罰類型に区分し、それぞれの罰金額の範囲を限定しています。企業が実際の広告法違反リスクを把握する上で有益と思われるので、近時の処罰事例と併せてご紹介させていただきます。

1. 広告法の規定

まず、広告法で規定される広告内容に応じた罰金規定の内容を整理します²。

55条	虚偽広告(虚偽又は人を誤解させる内容によって消費者を欺き、誤導する広告、広告法 28条参照)
	✓ 広告費用の3倍以上5倍以下の過料、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の過料

¹ 原文は「《上海市工商行政管理局关于违反〈广告法〉行政处罚裁量基准》的通知」(http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-01-13-000009a201701120001.html?wscckey=951208ec92057990_1500219200)

² 広告法上の罰金規定のうち、広告内容の違法を理由とするものを記載しています。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2017年8月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

	<p>✓ 2年以内に3度以上の違法行為がある又はその他の深刻な情状がある場合は、広告費用の5倍以上10倍以下の過料、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、100万元以上200万元以下の過料</p>
57条	<p>禁止表現(「最高級」等の絶対化用語、わいせつ、差別用語等)を使用した広告(広告法9条参照)、未成年者及び障害者の心身の健康を損なう広告、たばこ広告、未成年者向けのマスメディア上での医療・医薬品・健康食品・医療機器・化粧品・酒類・美容に係る広告等</p> <p>✓ 20万元以上100万元以下の過料</p>
58条	<p>医薬品、健康食品、酒類、教育分野、投資分野、不動産に係る違反広告等</p> <p>✓ 広告費用の1倍以上3倍以下の過料、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の過料</p> <p>✓ 情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の過料、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の過料</p>
59条	<p>不正確な引証内容を付記した広告(広告法11条参照)、言及した特許製品又は特許方法に関する特許番号及び特許の種類を明示していない広告(広告法12条参照)、他の生産・販売者の商品又はサービスを貶める広告(広告法13条参照)等</p> <p>✓ 10万元以下の過料</p>

なお、これらのうち57条違反については、広告主だけでなく、広告代理店及び広告媒体も無条件で責任を負います。他方、55条、58条及び59条違反については、広告内容の違法について明らかに知り又は知り得べきであるにもかかわらず、なお設計、制作、代理、掲載を行った場合に広告代理店、広告媒体も責任を負うとされています。日本においては、医療品等については、業法上で広告代理店及び広告媒体等、広告主以外の責任も認められていますが、表示規制の一般法である「不当景品類及び不当表示防止法」上の表示規制については、広告代理店及び広告媒体は対象にならないと考えられており³、広告主以外の広告事業者について広く責任を認める点にも、中国の広告法の特徴があります。

2. 本通知の内容

本通知は、広告内容等に応じて、広告法違反の広告を(1)不処罰類型、(2)減輕処罰類型、(3)緩やかな処罰類型、(4)嚴重な処罰類型に区分しています。

(1) 不処罰類型(3条)

顕著に輕微、かつ、初めての違法行為で

- ① マスメディアを通じて掲載する広告であって「広告」の文字の表記がないが、消費者が広告であると識別できるもの⁴
- ② 引証内容の合法的根拠があり、広告の中で出典が明示されていないにすぎないもの⁵
- ③ 広告の中で特許番号、特許の種類について明記していないが、合法有効な特許の保有を証明したもの⁶

³ 日本の消費者庁がホームページ(<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/hyoujiqa.html>)上で「広告代理店やメディア媒体(新聞社、出版社、放送局等)は、商品・サービスの広告の制作等に関与していても、当該商品・サービスを供給している者でない限り、表示規制の対象とはなりません。」との見解を公表しています。

⁴ 広告法14条は「マスメディアを通じて掲載する広告には、目立つ位置に『広告』と明示し、広告以外のその他の情報と区別しなければならず、消費者に誤解を与えてはならない。」と規定し、マスメディアを通じて掲載する広告には「広告」の文字を表記することを義務付けています。

⁵ 広告法11条は「広告においてデータ、統計資料、調査結果、妙録、引用等の引証内容を使用する場合は、真実、正確であり、かつ、出所を明示しなければならない。」と規定し、引証内容を使用する場合、出典を明示することを義務付けています。

⁶ 広告法12条は「広告の中で特許製品又は特許方法に言及するときは、特許番号及び特許の種類を明示しなければならない。」と規定して、特許製品又は特許方法に言及するときは、特許番号及び特許の種類を明示することを義務付けています。

- ④ その他審査・認可又は許可を既に取得しているが、表記がないもの
- ⑤ その他不処罰にすべき事情があるもの

(2) 減軽処罰類型(4条)

同一当事者が同種の違法行為で既に2回以上行政処罰を受けている場合以外で

- ① 広告内容が広告法9条(二)の規定⁷⁾に違反するが、同時に次の条件に符号するもの
 - (i) 記載事項が実際の状況に符号すること
 - (ii) 使用又は形を変えて使用する国家機関、国家機関の職員の名義又はイメージの内容と、販売商品又はサービスとが、直接関係のないこと
 - (iii) 党及び国家指導者の名義又はイメージに関わらないこと
- ② 審査・認可された医療、薬品、医療機械、農薬、獣薬、保険食品の広告であって、認可の有効期限を過ぎているが、内容は合法でかつ有効期間経過から3ヶ月未満であるもの
- ③ その他減軽処罰にすべき事情があるもの

(3) 緩やかな処罰類型(5条)

- ① 広告主の自身の事業所又はインターネットの自身の媒体上でのみ掲載される広告であって、嚴重処罰の事情を含まないもの
- ② 広告法11条の規定に違反して、広告が使用する引証内容の出典が明示されていないが、引証内容は合法性を備え、有効に証明し、かつ、真実、正確、完全であって、消費者の誤解を引き起こさないもの
- ③ 広告法12条の規定に違反して特許番号、特許の種類について明記していないが、当事者が合法有効な特許の保有を証明したもの
- ④ 広告代理店、広告媒体が広告法34条⁸⁾の規定に違反したが、同類の違反行為により行政処罰を受けた記録がなく、かつ、その設計、制作、代理、掲載した広告内容に違法な点が発現していないもの
- ⑤ その他緩やかに処罰すべき事情のあるもの

(4) 嚴重な処罰類型(6条)

- ① 広告内容が政治的な問題に関わり、国家、民族の尊厳又は利益を損なうもの
- ② 広告がわいせつ、色情、賭博、迷信の内容を含み、劣悪な社会影響又はその他の嚴重な違法効果を引き起こすものである場合
- ③ 広告の違法内容が、未成年又は障害者の心身の健康に損害を引き起こす効果を有するものである場合
- ④ 広告を利用して、他の生産事業者の商品やサービスを貶め、競合に対して重大な損失を引き起こした場合
- ⑤ 広告内容が虚偽であり、消費者の人身、財産の安全に損害をもたらす、又は集団的なクレーム、告発を引き起こすものである場合
- ⑥ 広告法15条1項⁹⁾、37条¹⁰⁾の規定に違反する行為
- ⑦ 広告が二つ以上の違法内容(行為)を含むものであり、広告法の異なる条項規定に違反し、かつ、違法内容(行為)が減軽又は緩やかな処罰の事情を含まない場合
- ⑧ 広告代理店、広告媒体が広告内容の照合の法定義務を履行しておらず、かつ、広告内容が違法で、劣悪な社会影響又はその他の嚴重な違法効果を引き起こすものである場合

⁷⁾ 「国家機関、国家機関職員の名称又はイメージを使用し、又は形を変えて使用すること」

⁸⁾ 「広告代理店、広告媒体は、国の関連規定に従い、広告業務の引受登録、審査、文書管理制度を設け、整備しなければならない。広告代理店、広告媒体は、法律、行政法規に基づいて関係の証明文書を検査し、広告内容を照合する。内容が合致せず、又は証明文書が不完全である広告に対しては、広告代理店は企画、制作、代理サービスを提供してはならず、広告媒体は掲載してはならない。」

⁹⁾ 「麻酔薬、向精神薬、医療用毒性薬品、放射性薬品等の特殊薬品、薬品類麻薬前駆化学品、並びに麻薬依存更正治療の薬品、医療機器及び治療方法については、広告を行ってはならない。」

¹⁰⁾ 「法律、行政法規の規定により生産、販売が禁止されている製品又は提供が禁止されているサービス、及び広告掲載が禁止されている商品又はサービスについては、いかなる単位及び個人も広告を企画し、制作し、代理し、掲載してはならない。」

- ⑨ 当事者が、広告事業活動を委託し若しくは自身でこれに従事し、又は行政調査を受けている過程で、虚偽の証明文書を提供し、虚偽の陳述をし又は証拠材料等を改竄・偽造する行為をし、かつ、広告内容が違法である場合
- ⑩ 広告審査許可文書を偽造、変造する行為
- ⑪ その他嚴重に処罰すべき事情がある場合

上記の区分を踏まえ、本通知 9 条及び 10 条は、以下表のとおり、各処罰類型の具体的な罰金額を規定しています¹¹。なお、前記のとおり、広告法においては、広告主だけでなく、広告代理店及び広告媒体も責任の主体となりますが、関連して、本通知 13 条(一)は、「広告主に対する処罰は、その他の広告活動主体の処罰よりも軽くてはならない。広告主が欺罔され、又はその他の活動主体が委託事項を履行しなかったことを証明した場合を除く」と規定し、原則として広告主が最も嚴重な責任を負うことを確認しています。

広告法 55 条	① 嚴重処罰類型
	✓ 広告費用の 5 倍以上、10 倍以下の罰金
	✓ 100 万元以上、200 万元以下の罰金
	② 緩やかな処罰類型
	✓ 広告費用の 3 倍以上、4 倍以下の罰金
	✓ 20 万元以上、50 万元以下の罰金
広告法 57 条	③ 減輕処罰類型
	✓ 広告費用の 3 倍以下の罰金
	✓ 20 万元以下の罰金
	① 嚴重処罰類型
広告法 58 条	✓ 50 万元以上、100 万元以下の罰金
	② 緩やかな処罰類型
	✓ 20 万元以上、30 万元以下の罰金
	③ 減輕処罰類型
	✓ 20 万元以下の罰金
	① 嚴重処罰類型
広告法 59 条	✓ 広告費用の 3 倍以上、5 倍以下の罰金
	✓ 20 万元以上、100 万元以下の罰金
	② 緩やかな処罰類型
	✓ 広告費用の 1 倍以上、2 倍以下の罰金
	✓ 10 万元以上、15 万元以下の罰金
	③ 減輕処罰類型
広告法 59 条	✓ 広告費用の 1 倍以下の罰金
	✓ 10 万元以下の罰金
	① 嚴重処罰類型
	✓ 5 万元以上、10 万元以下の罰金
	② 緩やかな処罰類型
広告法 59 条	✓ 3 万元以下の罰金
	③ 減輕処罰類型
	(規定なし)

¹¹ 広告法違反についても、行政処罰に関する一般法である行政処罰法 27 条を適用して、罰金額の減輕を認める実例があります。本通知の減輕処罰類型については、広告法上の罰金額を下回ることを予定した金額が規定されていますが、これは行政処罰法 27 条の規定に基づき減輕を受ける趣旨と思われます。

3. 処罰事例の公表

(1) 絶対化用語に関する処罰事例

中国の広告法の特徴的な規制の一つとして、絶対化用語の使用禁止が挙げられます。広告法 9 条(三)には、使用が禁止される絶対化用語として「国家級」「最高級」「最佳」の 3 つのみ例示されていますが、実際の処罰事例において、これらの文言以外に「最頂級」「第一」「非常著名的頂級」の文言が絶対化用語として処罰対象となっています。絶対化用語の使用禁止は、絶対化の客観的裏付けの有無を問題にするものではなく、使用自体が違法とされている点で、日本の表示規制と比較して相当に厳格な規制と思われる。

処罰当局	処罰日	概要
上海市浦東新区市場監督管理局	2016 年 4 月 28 日	外資企業のグループ企業である、中国の自動車の販売代理店が、自社の公式サイトで“采用最顶级的天然材料珍稀白桦木”(最高クラスの天然材料である稀少な白樺の木を採用)等の広告を掲載し、絶対化用語を使用した広告に該当するとの理由により、20 万元の罰金を課せられた。
上海市静安区市場監督管理局	2016 年 6 月 15 日	外資企業の保護眼鏡を取り扱う中国の販売代理店が、インターネット上の販売サイトで“世界护眼第一品牌, 质量不可置疑”(世界の保護眼鏡第一ブランド、クオリティに疑いなし)等の広告を掲載し、絶対化用語を使用した広告に該当する等の理由により、29 万元の罰金を課せられた。
北京市工商行政管理局昌平分局	2017 年 8 月 4 日	外資企業の音響システムを取り扱う中国の販売代理店が、“非常著名的顶级音响品牌”(非常に有名な最高クラスの音響ブランド)等の広告を掲載し、絶対化用語を使用した広告に該当するとの理由により、10 万元の罰金を課せられた。

(2) 上海市工商行政管理局による処罰事例公表

上海市は、工商行政管理局が半年に一度の頻度で広告法の処罰事例を公表しており、本稿執筆時点(2017 年 8 月中旬)で、2017 年前半の処罰事例は未だ公表されていませんが、近々公表されることが予想されます。本通知施行後の、上海市の広告法の運用状況に注視が必要と思われる。

広告法に基づく処罰リスクが高まる中、日系企業としても、関連する法令の制定動向や処罰事例をフォローする必要性が高まっていると思われる。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の對外經濟貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No. 1494)) 等多数。



きのした せい
木下 清太

西村あさひ法律事務所 弁護士
s_kinoshita@jurists.co.jp

2010 年慶應義塾大学法学部卒業。2012 年慶應義塾大学法科大学院修了。2013 年第二東京弁護士会登録。西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は中国内外の会社法務全般、M&A、独占禁止法、訴訟・紛争等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp